広報 環整連
題字は斎藤邦吉先生書

発行所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業協同組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-17 アイオス永田町612号室
TEL (03) 6453-0607
FAX (03) 6453-0608

環境整備事業関係広報紙
【7月号】
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の収集業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

1面……第52回通常総会で新活動方針承認
2・5面……総会後懇親会に各界から来賓
6面……法施行状況点検検討会で意見提示

全国環整連

適正処理確保へ区域割り、デジタル化等推進

第52回通常総会で令和6年度活動方針承認

全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連）は5月23日、東京・一ツ橋の如水会館で第52回通常総会を開催した。全6議案を審議し、令和6年度活動方針では一般廃棄物の適正処理、浄化槽の適正な清掃の確保に向け、自民党および立憲民主党に設置された議員連盟と連携しつつ、収集運搬業許可における区域割りの実現、デジタル化による維持管理体制の確立などの課題に取り組んでいく方針を盛り込んだ。

総会は午後3時、オブザーバー含め91名の出席を得て開かれた。

進行は宮原靖明専務理事（和歌山県）が務め、冒頭で玉川会長は「総会では過去1年間に何を行い、何を積み残したか、そして積み残したものを次年度にどうつなげていくか明確に方針を決めなければならない。まずは議連について、現在は区域割りをテーマとしているが、これは清掃率の向上を目的としている。議論を進める中で全国で約300万基の未清掃浄化槽があることが明らかになった。環境省では台帳整備が必要と言うが、ただ台帳をつくることは困難であり、維持管理をデジタル化し、毎週自動更新していくことによって台帳ができあがると考えている。またもう一つは、地方自治体における一般廃棄物の処理責任について、毎年策定する一般廃棄物処理実施計画が未策定の自治体があることが国会で明らかになった。区域を定めなければ廃棄物の発生量、誰が収集運搬を行うかが明らかにならないと考えている。本日の総会後懇親会は、与野党から多くの先生方が参加される。最終的には料金問題にも取り組むが、幅広く理解を得た上で進めてまいりたい」と方針を述べた。

次いで総会議長に関根信副会長（岩手県）を選出し、第1号議案「令和5年度活動報告、収支決算並びに剰余金処分案の承認」、第2号議案「令和6年度活動方針、活動計画並びに収支予算の決定」、第3号議案「令和6年度借入金の最高限度額決定」、第4号議案「取引金融機関の決定」、第5号議案「県専任理事の交代」、第6号議案「その他」について審議した。

このうち第1号議案および第2号議案は、全国環整連の活動の根幹を担う財務委員会、適正処理推進部会、合理化適正委員会、水処理委員会、循環資源委員会、広報委員会、青年部の各部会や委員会等から報告があった。

活動方針については、財務委員会は「適正な財務運用」「分かりやすい会計処理」を掲げ、予算執行における透明化の実施に取り組むこととした。

適正処理推進部会は、一般廃棄物の適正処理のためには市町村が一般廃棄物処理実施計画を策定し、清掃区域を定めることが必須であるとの考えに立ち、各委員会・青年部を統括しながら全国で発生している問題解決を図ることを掲げた。各委員会における現地支援、関係省庁との協議、自民党・環境事業高度化議員連盟、立憲民主党・一般廃棄物処理議員連盟との連携を行う。

合理化適正委員会は、一般廃棄物収集運搬業許可には区域割りが必要であり、暗黙の区域割りは独占禁止法に触れることから、区域を定めて業者の責任を明確にした法改正を議連において検討、各県連への講師派遣、現地支援、環境省との協議を行う。

水処理委員会は、デジタル化による維持管理体制の確立、浄化槽清掃率100%の実施に向けて、デジタル化導入支援、浄化槽清掃実施率の把握、水再生優良事業者制度の推進、技術上の基準に則った適正業務の実施、環境省および国交省、農水省との協議を行う。

循環資源委員会は、10・8通知による適正な業務契約の推進、一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進、業務を的確に遂行するに足る適正料金の実現を掲げ、最高裁判決の根拠に基づく不当な新規許可の阻止、処理計画の確認と合理的な原価計算、適正処理の推進（分別収集、処理困難物、災害廃棄物取扱等）、新規事業（代替業務等）の提案、諸問題に関する環境省との協議を行う。

広報委員会は、組合活動の広報のため広報環整連の発行やホームページの更新、YouTubeチャンネルの運用を行う。

青年部は、社会変化に対応した知識の習得、情報交換や業務の研究、実践を通じた自己並びに青年部員同士の意識向上のため、議連への積極的な参画、勉強会の実施、各委員会への所属、研修会の開催、参画しやすい青年部活動の検討を行う。

第5号議案では、青森県環境整備事業協同組合の理事長交代を受けて、連合会理事を務めていた古澤謙一氏（青森）の後任に、内規理事を務めていた谷川聡氏（青森）が就任、同内規理事の後任は佐藤正樹氏（青森）が就いた。

総会後は午後6時から懇親会を開催した。総会に引き続き多くの組合員が出席し、環境省、関係団体、さらに国会からも自民党の江渡聡徳衆議院議員、立憲民主党の泉健太代表、馬淵澄夫衆議院議員、国民民主党の古川元久衆議院議員、新党大地の鈴木宗男参議院議員、共産党の小池晃参議院議員など多くの来賓が駆けつけ祝辞を述べた。

お詫び

広報環整連第568号6面掲載の顔写真4枚目は環境省・沼田正樹浄化槽推進室長です。お詫びして訂正いたします。

議連

環境省に台帳デジタル化を要請

一廃処理議連会長代行に川内博史議員

全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連）の議員会館で開催した。初めに環境省、総務省より浄化槽の維持管理を取り巻く課題について説明があり、環境省は清掃・保守点検の実施率調査の結果と考察、総務省は2月9日に環境省に対して行った勧告「浄化槽行政に関する調査結果」の概要説明を行った。

その後、全国環整連が浄化槽台帳システムの先進事例として岐阜県の事例を紹介しつつ、維持管理情報の把握が可能な浄化槽台帳システムが整備されていないことで、清掃の未実施、単独処理浄化槽の合併転換の遅れなど、各種課題につながっているとする課題が述べられた。

議連ではこれを受けて意見交換し、令和6年能登半島地震における浄化槽被害も踏まえて、改めて浄化槽台帳システムを整備する必要性を確認。ここで、地方公共団体への「要請」では弱く、全国統一のフォーマットを定め、そのフォーマットに従って浄化槽台帳システムを構築するよう迫るべきではないかと環境省に投げかけた。

また一廃処理議連の総会は6月12日、東京・千代田区の衆議院第一議員会館で開催した。これまで環境省に対して浄化槽台帳システムの構築、実効性ある一般廃棄物処理実施計画の策定、一般廃棄物収集運搬業許可の区域割りについて課題等の聞き取りを行ってきたが、今回は浄化槽を取り巻く課題について研修するため、常葉大学の小川浩名誉教授を講師に講演を受けた。

テーマは「廃棄物処理における浄化槽の役割と課題」で、汚水処理事業の概要をはじめ、集合処理の置かれた厳しい経営状況、環境省「浄化槽法施行状況点検検討会」の検討状況などが取り上げられた。改めて浄化槽台帳システムの整備の必要性を確認しつつ、浄化槽維持管理のデジタル化、単独処理浄化槽の合併転換促進に向けた方策などについて意見交換した。

この中で全国環整連の玉川会長は、合併転換について「転換が進まない主要因は単独に対し合併処理浄化槽の維持管理費が高いこと。そしてまた、単独処理浄化槽は下水道処理区域内に設置されているものも多いが、合併転換しても下水道の供用開始で接続義務が発生する点も問題。例えば浄化槽を市町村設置型として公費を投入しつつ管理し、そのときに単独処理浄化槽については区別をするなどの措置を取れば進む可能性はある」と所見を述べた。

その後、役員の追加について審議し、川内会長代行の就任を承認、閉会した。

一廃処理議連総会の様子

浄化槽清掃率向上、適正処理体制確立へ関係者一丸

総会懇親会に国会、中央官庁、団体から来賓多数

全国環整連第52回通常総会後の懇親会には、関係団体、中央官庁の幹部、さらに国会から多数の与野党議員が来賓出席した。

冒頭で玉川会長は「私どもは自民党と立憲民主党にそれぞれ目的を同じくして議連をつくっていただいた。浄化槽には清掃義務があり、実施しなかった場合は100万円の罰金が課せられる。しかし全国では約300万基の浄化槽が未清掃、つまり違反状態にある。また地方自治体は一般廃棄物処理計画を定めるという義務が課せられているが、これも調査したところ多くの自治体で定められていない実態があった。現行法の解釈に振り回されるのではなく、議連には明確に方針を定めていただいて、業界としても責任を持って解消に向けて進んでまいりたい」と挨拶した。

次いで来賓挨拶が行われ、自民党の江渡聡徳衆議院議員、立憲民主党の泉健太代表、馬淵澄夫衆議院議員、枝野幸男衆議院議員、共産党の小池晃参議院議員、国民民主党の古川元久衆議院議員、新党大地の鈴木宗男参議院議員など、出席した全員から祝辞が述べられた。

このうち江渡議員は「浄化槽を巡っては課題もあるが、国民のことを一番に考え、皆で知恵を絞ってより良い形にしてまいりたい。この点については与野党、同じ仲間であり、立憲民主党の先生方にもご協力いただければ」と挨拶した。

また立憲民主党・一般廃棄物処理議員連盟の会長を務める馬淵議員は「玉川会長のお話を伺いながら合併処理浄化槽のみならず、最高裁判決、10・8通知に基づく制度運用についてこれまで取り組んできた。議連が与野党ともに立ち上がったことで、清掃、保守点検の初の全国調査が行われるなど成果が上がっている。これによって維持管理の徹底が図られていない状況が明らかになり、今後は方向性を明らかにして、法制化ということについても検討しながら各政党、一致した方向でまとめてまいりたい」と述べた。

乾杯の発声には川内博史衆議院議員が立ち、「浄化槽を取り巻く課題は多いが、本日お越しの皆さまで知恵を絞り、力を合わせ、それが地域社会の環境保全、暮らしやすい社会につながるよう尽力してまいりたい」と述べ、杯を掲げた。

細野豪志衆議院議員
(自民)

古川元久衆議院議員
(国民)

小池晃党書記局長
(共産)

泉健太党代表
(立憲)

江渡聡徳衆議院議員
(自民)

金子俊平衆議院議員
(自民)

鬼木誠衆議院議員
(自民)

川内博史衆議院議員
(立憲)

枝野幸男衆議院議員
(立憲)

馬淵澄夫衆議院議員
(立憲)

浄化槽の維持管理徹底へ協力を求める玉川会長

鈴木宗男党代表
(大地)

特許取得（特許第7339689号）

担体快収～ふりわけ名人～

スリット管
小、大
（別売り）

作業効率UP

バキューム車
と併用使用

ステンレス製

商品説明はこちら

株式会社 昭和衛生センター
〒975－0038
福島県南相馬市原町区日の出町４９８番地
☎　0244－22－5134　　fax　0244－24－5559
HP　https://showaeisei.co.jp
(Google又はQRコードから検索をお願いします。)

NITTO KOHKI

逆洗式浄化槽には、これ1台。
18通りの作動プログラムをインストール済！

200Lまでの
ピストン方式ブロワに取り付け可能

逆洗・ばっ気の切り替えが可能
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗6・12・168(7日間)時間
長時間設定可能。(通常10分)

自動逆洗式 メドーブロワ®
LAG-80E

簡単プログラム設定

切替バルブユニット
MVU-A0

ブロワ検索

リニア駆動フリーピストン方式
メドーブロワ®

長寿命　突然停止しない　らくらくメンテナンス

修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に!　www.nitto-kohki.co.jp

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へお尋ねください。

技術で、人を想う。
日東工器株式会社
メドー事業部　リニア販売部
〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4　Tel:03-5748-5521　Fax:03-3754-0258

金沢から
全国、海外に・・・

誠意と信頼の
ネットワーク

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。

株式会社 日環商事
Nikkan

本　　社　〒920-0333　石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代)　FAX:076-267-5348
FAX専用　フリーダイヤル　0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp
四国営業所　〒769-0103　香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621　FAX:087-813-7011
九州営業所　〒812-0861　福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828　FAX:092-558-4827

■取扱商品
エアーポンプブロワー　ガス検知器・送排風機　電動工具・制御機器・記録紙
水中ポンプ・陸上ポンプ　配水管清掃機器・薬剤　浄化槽関連部品・FRP補修剤
給水ポンプ・薬注ポンプ　各種産業用ベルト・ホース　マンホール・その他
水質検査器・理化学機器　浄化槽用消毒薬・維持管理剤

TOHO　臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に
デオマジック®VC1オイル
DEOMAGIC® VC1 Oil

- お 得！　脱臭剤が不要になります。
- 簡 単！　今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ
- 新技術！　不快臭を取込んで良い香りに変える技術

DEOMAGIC® VC1 Oil
デオマジック®VC1オイル

全国ネットの特装自動車の総合メーカー
東邦車輛株式会社

デオマジック®VCオイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。
作業者様や地域住民の皆様に大好評です。

お問い合わせ先
東邦車輛株式会社　部品営業課
〒236-0043　神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
TEL:045-784-1195 / FAX:045-784-1196
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp

消臭のメカニズム
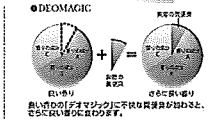

営業本部	TEL：045-575-9901	信越営業所	TEL：025-283-6571
直販部	TEL：045-575-9902	中部支店	TEL：052-218-5123
直販部直販課	TEL：045-575-9253	金沢営業所	TEL：076-223-1191
北海道支店	TEL：011-633-7101	近畿支店	TEL：0798-52-2100
東北支店	TEL：022-782-5040	東邦車輛サービス	TEL： 072-433-2401
仙台部品出張所	TEL：022-782-5065	中四国支店	TEL：082-890-2882
北関東支店	TEL：0276-69-1551	九州支店	TEL：092-441-1951
茨城営業所	TEL：0298-22-5569	福岡部品営業所	TEL：092-441-0634
関東支店	TEL：03-3843-3351	南九州営業所	TEL：099-252-2070

MORITA × KAO　共同開発　臭気・衛生対策製品

花王が開発した液をモリタエコノス独自技術で効率的に噴霧！

菌・ウイルス除去に
ミラクルキヨラV™
菌・ウイルスを９９％除去※
エタノール不使用で引火の心配なし！
※すべての菌・ウイルスを除去するわけではありません。

生ゴミ臭対策に
ミラクルキヨラ™
専用香料で不快な悪臭を爽やかな香りに！

ポンプオイルに添加するだけ！

不快臭対策に
ミラクルチェンジャー™
不快な悪臭を心地よい香りに変化！

環境保全車両の開発・製造・販売
株式会社モリタエコノス
Webサイトはこちらから

このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。
アクセス解析は匿名で収集されており個人を特定するものではありません。
この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができます。
お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

溶存酸素計　DO計	pH／ORP計	MLSS／界面計	塩素イオン計
ガルバニ式センサー交換タイプ	pH／ORP計　KP-11Z	MLSS／界面計　SS-10Z	測定レンジ自動切替機能付
DO-11Z	pH計　KP-11F	MLSS計　SS-10F	CL-11Z
	計量法型式承認申請中		
測定範囲	測定範囲	測定範囲	測定原理
DO ： 0.00～20.00mg/L	pH ： 0.00～14.00 pH	MLSS ： 0～20000mg/L	固体膜塩素イオン電極法
飽和率 ： 0～200%	ORP ： 0～±1999mV(KP-11Zのみ標準)	水深 ： 0.00～5.00m (SS-10Zのみ)	測定範囲
水温 ： -5.0～50.0℃	温度 ： 0.0～50.0℃		： 0.1～2000mg/L

その他の営業品目
濁度計、色度計
UV式COD計、導電率計
溶存酸素計、採水器

KRK 笠原理化工業株式会社　https://www.krkjpn.co.jp
〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目-133-8　TEL.0480-38-9151(代) FAX.0480-38-9157

階猛衆議院議員
（立憲）

大串博志衆議院議員
（立憲）

小宮山泰子衆議院議員
（立憲）

松原仁衆議院議員
（無所属）

山崎誠衆議院議員
（立憲）

来賓一覧（国会議員）　（敬称略・五十音順・所属等は総会当時）

氏　名	所　属
秋葉　賢也	衆議院議員（自民）
江渡　聡徳	衆議院議員（自民）
鬼木　誠	衆議院議員（自民）
金子　俊平	衆議院議員（自民）
小島　敏文	衆議院議員（自民）
鈴木　貴子	衆議院議員（自民）
細野　豪志	衆議院議員（自民）
堀内　詔子	衆議院議員（自民）
務台　俊介	衆議院議員（自民）
和田　政宗	参議院議員（自民）
井坂　信彦	衆議院議員（立憲）
泉　健太	衆議院議員（立憲）
枝野　幸男	衆議院議員（立憲）
大串　博志	衆議院議員（立憲）
奥野総一郎	衆議院議員（立憲）

氏　名	所　属
鎌田さゆり	衆議院議員（立憲）
川内　博史	衆議院議員（立憲）
小宮山泰子	衆議院議員（立憲）
階　猛	衆議院議員（立憲）
馬場　雄基	衆議院議員（立憲）
馬淵　澄夫	衆議院議員（立憲）
山崎　誠	衆議院議員（立憲）
小池　晃	参議院議員（共産）
榛葉賀津也	参議院議員（国民）
古川　元久	衆議院議員（国民）
徳永　久志	衆議院議員（教育）
前原　誠司	衆議院議員（教育）
松原　仁	衆議院議員（無所属）
鈴木　宗男	参議院議員（大地）

和田政宗参議院議員
（自民）

榛葉賀津也参議院議員
（国民）

来賓一覧（省庁）　（敬称略）

氏　名	役　職
角倉　一郎	環境省　環境再生・資源循環局　次長
沼田　正樹	環境省　環境再生・資源循環局　浄化槽推進室長

沼田正樹室長
（環境省）

角倉一郎次長
（環境省）

プローブ型透視度センサー
TP-10Z

目視式の透視度は環境の影響が大きい。
電子式は安定した測定を実現

測定範囲　：　2～200cm／0～2 Abs

汚泥厚測定器
オディプロ2号

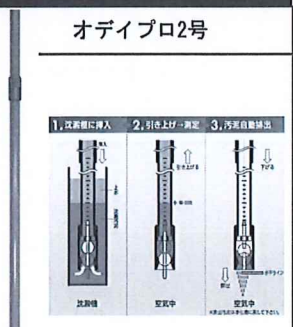

比色試験器
アクアテスター、DPD試薬

1Z / 2Z シリーズ　（9段階測定）
7Z シリーズ　（10段階測定）

DPD残留塩素測定試薬
比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をライナップ

ピストン式採水器
ミズテッポ２号

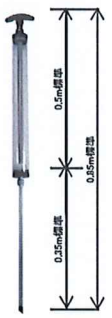

1回で
500ml
採水OK!

深い所
狭い場所の
採水OK！

テーパ付採水ノズル

その他の営業品目
濁度計、色度計
UV式COD計、導電率計
溶存酸素計、採水器

KRK 笠原理化工業株式会社
https://www.krkjpn.co.jp
〒340-0203　埼玉県久喜市桜田2丁目-133-8　TEL.0480-38-9151（代）　FAX.0480-38-9157

田川地区の浄化槽清掃に問題

独断専行、許可制度乱用の疑い

福岡県田川地区における浄化槽の清掃を巡り問題が発生している。同地区8市町村で構成する一部事務組合「田川地区広域環境衛生施設組合」が今年3月、同地区の浄化槽清掃を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、許可業者）について突如3業者の許可を取り消すとともに、既存の区域割りを事前協議もなく一方的に見直したためだ。許可取消も区域割りの見直しも組合長の独断専行で行われたと言われ、極めて恣意的な許可制度の乱用が疑われている。

田川地区ではもともと8市町村ごとに許可業者が存在し、住民と業者の信頼関係の下で浄化槽の清掃が行われるという状況が長年続いていた。同地区の中核市、田川市では、この信頼関係に基づいて全国初の「田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業」という事業が進められており、環境省でも優良事例の一つとして頻繁に取り上げていた。

ところが今回、組合は収集運搬中に少量の汚泥をこぼすなど、軽微な事案等を取り上げて区域内の既存3社の許可を突如取り消した。

同時に許可業者の業務量の「平準化」を理由に区域割りの大幅な見直しを実施。業務量が約4割近く減少した許可業者もおり、取り消された業者はもとより、業務を継続中の許可業者においても事業継続、あるいは収集遅延など、一般廃棄物の適正処理上の深刻な影響が発生している。これらは3月に決定、関係者に伝達し、4月から変更という乱暴さだ。しかも構成市町村ですら許可取消、区域割りの方針は伝えられておらず、全て組合長の独断専行で決定されたという。

また区域割りについては廃棄物処理法第7条第11項に基づくものではなく、既存業者の許可エリアは田川地区全域、いわゆる全域許可のまま、一方的に組合が担当区域を割り振っていることになる。

問題を整理すると、まず前提として浄化槽汚泥、一般廃棄物は市町村に統括的処理責任があり、一般廃棄物処理基本計画ならびに一般廃棄物処理実施計画に基づいて計画的に実施する必要がある。

しかし今回、組合長の独断専行が疑われる区域割りが実施されたように、一般廃棄物処理計画と整合性が図られていない可能性が高い。関係者は計画の開示を求めたが、組合はこれを拒否。情報公開請求によって5月になってようやく一部開示したが、区域割りが正当な根拠を持って実施されたかどうかは不透明なままだ。

既存の許可業者の能力も全く考慮されていない。許可業者にはその区域内の浄化槽清掃、くみ取りが可能なだけの能力が求められるが、突然の区域に合わせて体制を増強することは困難だ。逆に区域が減少した場合は過大な設備を抱えることになり、事業に深刻な影響が出る可能性もある。

許可というのは市町村自らが実施できない場合に、一般廃棄物処理計画に基づいて、一般廃棄物の適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう運用することとなっている。そしてまた、当該区域における需給の均衡およびその変動による既存許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとされている（10・8通知、最高裁判決より）。

これらは全て一般廃棄物の適正処理を確保するための措置で、今回のような業務量の「平準化」を理由に区域を増やしたり減らしたりするようなことは想定されていない。

そして最大の問題は、突然の区域割りによって住民に混乱が生じていることだ。新たな区域は関係者に個別に通達され、全体像はいまだ公表されていない。自宅のくみ取り、浄化槽の清掃は、変更後の業者を一方的に通知され収集遅延も一部発生している。浄化槽の清掃は宅地内に立ち入ることになるため信頼関係が重要だが、行政の都合で差し替えることに住民も不安感を抱いているという。

こうした状況から組合へ、地元議員を通じて陳情を行う動きもあるが、許可権を盾に取るような組合のやり方に思うように進まず、既存業者側においても分断が進みつつある。

全国環整連ではこの問題が一般廃棄物の適正処理に影響することを懸念し、現在支援を行っている。

全国環整連

浄化槽維持管理上の課題へ全国環整連が意見提示

第3回改正法施行状況点検検討会で

環境省は5月16日、東京・千代田区のエム・アール・アイリサーチアソシエイツ（株）で第3回浄化槽法施行状況点検検討会を開催した。浄化槽維持管理関係4団体よりヒアリングを行い、全国環整連は浄化槽台帳システムの整備と維持管理の適正化に向けて、デジタル化の取り組みと、維持管理業者にも一定の協力を課すことが必要ではないかと提案した。

同検討会は2月9日の総務省勧告「浄化槽行政に関する調査」を受けて設置されたもので、改正浄化槽法で規定された特定既存単独処理浄化槽の判定基準明確化、浄化槽台帳システムの活用を通じた浄化槽管理者への指導徹底や無届浄化槽の把握など、合併転換の促進と維持管理の適正化がテーマとなっている。

環境省では今回、取りまとめに反映するため浄化槽維持管理を担う4団体に対して、①漏水をもって特定既存単独と判定することについての問題点②保守点検・清掃の情報収集に当たっての課題③維持管理の電子化に当たっての課題④一般廃棄物収集運搬業許可の区域割りに対する考え⑤維持管理向上に向けた考えなどを求めた。

ヒアリングにおいて全国環整連は、検討会が趣旨とする合併転換の促進、浄化槽台帳システムの整備を通じた維持管理の適正化には総論として賛成しつつ、環境省に対しては浄化槽台帳のデジタル化の必要性、システムの構築主体、特定既存単独処理浄化槽の認定主体、自治体の役割、浄化槽清掃率が低迷する原因、一般廃棄物処理実施計画が未策定の自治体があることなどについて確認した。

浄化槽台帳については、情報更新の重要性を強調しつつ、岐阜県での浄化槽維持管理のデジタル化の取り組みを紹介し、現場作業がそのまま浄化槽台帳システムに反映される同システムの優位性について説明した。

また浄化槽の維持管理の適正化については、浄化槽台帳の整備が行き届いていないことから無管理浄化槽への指導が不十分であることに加え、単独処理浄化槽については使用者の高齢化も進み、合併転換も含めて費用負担が一つの障壁になっているとの考えを示した。さらに行政だけでの指導では限界があり、浄化槽清掃業者から浄化槽管理者への働きかけが可能となる何らかの法的な裏付けが必要ではないかと提案した。

一方、区域割りの必要性については、一般廃棄物処理実施計画が未策定の自治体があることを指摘しつつ、同計画に基づいて計画的に浄化槽の清掃を行うプロセスが必要ではないかと訴えた。具体的には一般廃棄物処理実施計画において清掃率100%達成に向けた項目を盛り込むとともに、廃棄物処理法第7条許可に一般廃棄物処理実施計画の遂行に向けた要件を追記、区域割りも併せて実施することで、浄化槽清掃業者としても自らの責務として清掃率向上に取り組むことができるのではないかと述べた。

またここに浄化槽維持管理状況のデジタルによる報告を盛り込めば、浄化槽台帳システムの構築もスムーズに進むのではないかと併せて提案した。

改めて「浄化槽の清掃未実施に罰則が設けられている。住民の方が制度上の、いわば被害者とならないよう、業者に維持管理の適正化に向けた責務を課すことが必要と考えている」とヒアリングで述べた。

この後は他の3団体からのヒアリング後、無届・無管理状態にあることも考えられる単独処理浄化槽の把握方法、浄化槽管理者に特定既存単独であることの理解を得るための判断基準の明確化ならびに法定検査受検結果との紐付けなどについて議論した。

検討会の取りまとめは夏頃を予定する。

衆議院

台帳や区域割り通じた適正管理求める

立憲・山崎議連事務局長が国会質問

衆議院環境委員会で4月19日、立憲民主党・一般廃棄物処理議員連盟事務局長の山崎誠議員から約30分間にわたる質問が行われた。法律で年1回以上の実施が義務づけられている浄化槽の清掃率が64%にとどまっている現状を指摘し、岐阜県など先進事例を参考にした浄化槽台帳システムの整備、一般廃棄物収集運搬業の区域割りを通じて維持管理の適正化を図るべきではないかと伊藤信太郎環境大臣に求めた。

浄化槽の清掃率、法定検査実施率の適正化、市町村における一般廃棄物処理実施計画策定の必要性について環境省に確認した上で、今年2月9日の総務省勧告を受けて環境省が設置した「浄化槽法施行状況点検検討会」の検討状況について質問した。

まず環境省環境再生・資源循環局の角倉一郎次長が特定既存単独処理浄化槽の判定基準明確化や、浄化槽台帳システムの整備等について論点をまとめていることを説明すると、山崎議員は浄化槽清掃業者による現場の意見をくみ上げる必要性と、「浄化槽清掃率が引き上げられた場合、全国で清掃件数が約300万基増えることになる。処理場の能力確保を含めて検討することが必要」と促した。

また総務省行政評価局に、環境省への勧告の概要説明を求め、「単独処理浄化槽の問題を含めて浄化槽行政全体でさまざまな課題があり、それが清掃率64%と低迷する結果につながっているのではないか」と今後の取り組みを問い、馬場総務副大臣は「環境省の取り組みを注視したい」と回答した。

一方、勧告で課題とされた浄化槽台帳システムの整備については、環境省から台帳を整備する必要のある団体は権限委譲された市町村、保健所設置市などを含めて486団体で、都道府県については47団体中40都府県で整備済みと説明があり、山崎議員は岐阜県の事例も踏まえつつ「整備されるだけでは意味がなく、整備された台帳が実態を捉えているか。さらに情報の更新、維持管理状況の把握がなされているかが重要」と訴えた。

終わりに区域割りが台帳整備にも資するとしながら、料金やサービスなど一定の規制のもと区域割りを行ってはどうかと提案し、伊藤環境大臣からは「自治体が最終的な判断をすることになるが、今後の検討結果を踏まえて判断したい」との回答があった。

令和6年度浄化槽実務者研修会に1400名

岐浄連　水質改善策やデジタル配信など説明

（公社）岐阜県浄化槽連合会（玉川福和会長）主催の令和6年度浄化槽実務者研修会が6月3〜7日にかけて、岐阜県環境会館（岐阜市）および飛騨・世界生活文化センター（高山市）で開催された。岐阜県はデジタルによる維持管理作業の高度化が進んでおり、今年度は同県の判定基準で2年連続「C（放流水の透視度20度未満）」を受けた浄化槽の対策や、携帯電話番号による記録票のデジタル配信システムの登録方法等について説明があった。全期間を通じて県内の浄化槽管理者ら1400名が受講した（写真）。

研修会のプログラムは共通で、初日の講習会で玉川会長は「国では浄化槽台帳の作成を進めているが、わずか1年で新設、空家・休止、廃止など浄化槽の数は大きく変わる。したがって維持管理のデジタル化によって台帳を更新しなければ役に立つものにはならない。全国一である岐阜県の事例を参考に、議連においても浄化槽台帳、維持管理の適正化について問題点を明らかにしたところ。先頭を走っている自負心を持ちつつ、今年度の重点課題であるpH値、デジタル化の重要性を押さえつつ本日は研修を受けていただきたい」と方針を説明した。

この後は来賓挨拶ののち、団体、行政、企業の講師が水質改善事例、デジタル化、浄化槽生涯機能保証制度、最新浄化槽のポイント等について説明した。